

森の里地区自治会連絡協議会付記 会計規則

(森の里地区自治会連絡協議会規則第 13 条により)

- 1 原価項目は原価項目整理要領による。
- 2 前年度繰越金は 04(寄付金)と各事業収支を合計して使用するものとする。
- 3 寄付金については事業費として執行するものとし、繰越金として決算する。
- 3-1 森の里地区自治会連絡協議会(以下、自治連)で全員決議し会長が承認した時は、事業費として執行する。
- 4 他サークルに対する補助金(支出の予定外)は自治連全員決議の時、会計から執行する。
- 5 森の里地区自治会連絡協議会会計は(以下、会計)、自治連の年度収支予算書に基づき報告書を作成する。
- 6 花火予算書は年度収支報告書に統一する。
- 7 会計監査は会計監事が行う。
- 8 監査内容は監査終了後、自治連に報告し総会で決議する。
- 8-1 決議内容は各自治会長(1, 2, 3, 4, 5 丁目)に書面で提出する。
- 9 会計処理に不都合が発生した時は、ただちに自治連に報告し協議する。
- 10 付記会計規則を追加、削除、改定する時は自治連で全員決議し総会で決議する。
- 11 会議費および旅費の精算は《会議費および旅費規程》による。
- 12 事業費の精算は事業費の前渡し依頼書を会計に提出し、事業終了後収支報告書を提出する。
- 13 会議費および旅費、経費の精算は会議費および旅費精算書を会計に提出し精算する。
- 14 仮払いは会長が認めたときに行う。精算者は仮払い収支報告書を会計に提出する。
- 15 入金受領書は会計に入金された時に発行し、振込みのときはこれを省略する。

付則

この規則は、平成 17 年度総会で決議し平成 17 年度より適用する。

この規則は、平成 19 年 4 月 21 日より適用する。

この規則は、令和 2 年 4 月 4 日に収支予算原価項目整理要領を改定。

収支予算原価項目整理要領

| 項目 | 管理 No. | 摘要 (原価計算項目) |
|--------------|-----------|---|
| 交際費 | 務-01 | 連絡協議会役員による地区外自治会との交流費、来客に対する接待費、慶弔見舞金、贈答品等に要する費用 厚木自連協理事歓送迎会、幼稚園バザー祝儀金 夏まつり祝儀金(他自治会)、愛の森学園ふれあいバザー祝儀、森の里幼稚園運動会祝儀、まつり世話人会打合せ会、七沢森のまつり祝儀、第六分団祝儀(個別事業協力に対する祝儀) |
| 備品購入費 | 務-02 | 事務用器具(計算器、コピー他)、光学機器(映写機、カメラ他)、通信音響器具(ラジオ、テレビ、テープレコーダー、トランシーバー、放送設備他)、電気、ガス器具(電気冷蔵庫、洗濯機、ガス台、湯沸かし器他)、冷暖房器及びその他(金庫、ロッカー、机、食卓、ベット他)、コピー用紙、事務用品 |
| 需要費 | 務-03 | 会議賄い等(お茶等)、会議に対する支払い等、事務局経費 |
| 役務費 | 務-04 | 通話料、電報料、郵便料等、保険料、広告費、手数料 |
| 旅費 | 務-05 | 連絡協議会役員及びそれに代わる者の交通費及び雑費 |
| 印刷製本費 | 務-06 | 連絡協議会に必要とする書類、議案書、会議録の製本印刷代等 |
| 連絡協議会会長経費 | 務-07 | 連絡協議会会長/副会長に対する手当金※受領書をもって精算する。 |
| 鯉のぼりまつり運営費 | 業-01 | 鯉のぼりまつり運営費(まつり世話人会の決算により連絡協議会会長が承認した時の費用) |
| 夏まつり運営費 | 業-02 | 夏まつり運営費(各自治会の決算により連絡協議会会長が承認した時の費用) |
| クリスマスまつり | 業-03 | クリスマスまつり運営費(まつり世話人会の決算により連絡協議会会長が承認した時の費用) |
| 児童館補助金 | 業-04 | 児童館に対する補助金(単年度) ※補助金に対しては連絡協議会会長が監査し連絡協議会に報告する。 |
| まつり世話人会補助金 | 業-05 | まつり世話人会に対する補助金(単年度) ※補助金に対しては連絡協議会会長が監査し連絡協議会に報告する。 |
| 青少年健全育成会補助金 | 業-06 | 青少年健全育成会に対する補助金(単年度) ※補助金に対しては連絡協議会会長が監査し連絡協議会に報告する。 |
| 消防団祝儀 | 業-07 | 第六分団祝儀(年間活動に対する祝儀) ※祝儀金に対して消防団会計監査書類を連絡協議会に提出を求める。 |
| 地域事業交際費 | 業-08 | 防犯指導員制服、忘年会費、新年会費及び慰労金、功労金、市民体育祭反省会飲み物、夏まつり反省会、各賀詞交歓会費、連絡協議会主催事業費補助金、慶弔費、見舞金、県央駅伝反省会 |
| 特別予算 | 業-09 | 単年度で使用される費用 |
| 厚木市からの業務委託など | 業-10 | 業務委託費[公園清掃委託費、ヤマビル対策委託費、交通安全対策補助金、防犯協会支部活動交付金] |
| 事業負担金 | 担-01 | 球技大会負担金、大運動会分担金、地域福祉を考える集い、公民館まつり分担金、地区分担金、厚木市社協費、市民体育祭補助金、厚木市助成金の使用(担当自治会/団体へ) |
| 予備費 | 予-01 | 他の何れの細目にも属さない費用・予定外の費用 |